

未来にはばたくみやづの子

知恵の輪読書プラン

第三次宮津市子どもの読書活動推進計画

(中間案)

令和8年3月

宮津市教育委員会

目 次

はじめに	1
第1章 基本的な方針	
1 第三次推進計画策定の趣旨	2
2 推進計画の基本的な考え方	3
3 第三次推進計画の期間	3
第2章 第二次計画の取り組みの成果と課題	
1 家庭における読書活動の推進	4
2 学校等における読書活動の推進	4
3 地域社会における読書活動の推進	5
4 効果的な読書活動の推進	6
第3章 具体的な推進方策	
1 家庭における読書活動の推進	
(1)家庭の役割	7
(2)子どもが読書に親しむ活動への支援	
ア 読書活動への理解の促進	7
イ 学校等との連携	8
2 学校等における読書活動の推進	
(1)学校等の役割と取り組み	
ア 読書活動の推進における学校等の役割	8
イ 幼稚園、保育所、認定こども園における取り組み	9
ウ 小・中学校における取り組み	10
エ 教職員の推進体制	11
(2)学校図書館の役割と取り組み	
ア 学校図書館の役割と取り組み	11
イ 学校図書館の図書資料の充実	11
ウ 学校図書館の情報化	12
3 地域社会における読書活動の推進	
(1)宮津市立図書館の役割と取り組み	13
(2)公民館の役割と取り組み	13
(3)民間団体の役割等	14
4 効果的な読書活動の推進	
(1)関係機関等の連携・協力	14
(2)啓発・広報の推進	
ア 啓発・情報提供	14
イ 「子ども読書の日」の取り組みの推進	15
ウ 「古典の日」の取り組みの推進	15
(3)推進体制	15
参考資料 第二次計画の取組状況、子どもの読書に関するアンケート調査結果 子どもの読書活動・図書館に関する法律(抜粋)	16

はじめに

子どもは空想の天才です。大人の膝の上で物語を聞きながら、大人の予測もしない言葉が飛び出たり、自分で先回りして物語を展開したりすることができます。その膝の温かさ、心地よさが自由奔放な空想の翼を広げていくこととなります。

乳幼児期の絵本や物語との出会いが、後年、その人の最も遠い記憶のひとこまとなって生涯を貫くよりどころとして息づいていくこともあります。



小学校期に入ると、絵本から物語へ、そして多様なジャンルの読み物へと興味や関心に応じて読書の幅と質の変化が見られます。友達と本を広げながら物語の展開を語り合ったりしている光景を見かけるのもこの時期です。

探偵小説、外国の物語、科学や宇宙など自分の気に入った分野に興味を示す子どもなど、一人一人の多様な読書の姿が現れてきます。その子どもの個性を形づくり、その子どもの人格を形成していくプロセスとして大切にしたいところです。

中学校期に入ると、物語の登場人物に向き合う心模様も微妙に変化します。その心情に寄り添ったり、向かい合ったりしながら、思索を深めるようになります。人生の複雑さに触れ、知らず知らずのうちに感情の深浅をつくり、人や社会、自然等を見つめる目が育っていくのが見えます。

その子どもの興味や関心を方向付ける書物に出会うこともまれではないのがこの時期でもあります。人生の骨格を形づくるこの時期に、幅広く読書に親しむ習慣を身に付けることが重要です。



このように乳幼児期からの読書傾向を概観してくると、家庭を中心として、学校や地域社会等あらゆるところで、子どもが読書に親しみ、進んで取り組む態度を養うことが大切です。

最近の社会状況を見てみると、インターネットやスマートフォン、SNSや動画サイトの急激な普及により、その使用方法は読書活動にも大きな影響を与えています。このことを踏まえ、社会全体で生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう導くことが大切です。

また、子どもの発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけをつくり、読書の機会を増やし読書体験を豊かにするよう、創意工夫することが求められます。

第1章 基本的な方針

1 第三次推進計画策定の趣旨

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体でその推進を図っていくことが極めて重要です。

国においては、子どもの読書活動を推進するため、以下の様々な取り組みがなされてきました。

- ・平成11年8月 子どもの読書活動を国を挙げての支援のため、平成12年「子ども読書年」と決議
- ・平成13年12月 子どもの読書活動の推進に関する法律(以下「推進法」)が交付・施行され、
4月23日を「子ども読書の日」に定める。
- ・平成14年8月 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定。
- ・平成17年7月 「文字・活字文化振興法」が成立。
- ・平成20年3月 第二次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定。
- ・平成20年6月 「図書館法」が改正され、図書館が行う事業に、学習成果を活用して行う教育活動の機会提供の追加、司書及び司書補の資格要件の見直しのほか、都道府県教育委員会は、司書等の資質向上のために必要な研修の実施に努めるなど盛り込まれる。
「国民読書年に関する決議」により平成22年を「国民読書年」に定める。
- ・平成25年5月 第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定。
- ・平成25年6月 「学校図書館法」が一部改正され、学校図書館の運営の改善・向上を図り、児童生徒及び教職員による利用を一層促進するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(以下「学校司書」)を置くよう努めることが定められる。
- ・平成30年4月 第四次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定。
- ・令和元年6月 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)を施行。
- ・令和5年3月 第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定。

京都府においては、推進法に基づき、平成16年3月に「京都府子どもの読書活動推進計画」(第一次推進計画)を策定し、家庭・学校・地域社会が連携・協働して、社会全体で子どもの読書活動推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施。その後、平成22年1月に第二次推進計画、

平成 27 年1月に第三次推進計画、令和2年3月に第四次推進計画、令和7年3月には、第五次推進計画を策定されています。

宮津市においては、子どもと本との出会いの場を整え、子どもの自主的な読書活動を高めていくための基本的指針として、平成 18 年「宮津市子どもの読書活動推進計画～智恵の輪読書プラン～」(第一次推進計画)を策定。また、平成 28 年には、「宮津市子どもの読書活動推進計画～智恵の輪読書プラン～」(第二次推進計画)を策定し、家庭、学校、地域社会が連携・協働して、社会全体で子どもの読書活動推進に関する取り組みを実施してきました。

これらの諸情勢の変化を踏まえ、本市では、「京都府子どもの読書活動推進計画」(第五次推進計画)に依拠しながら、「宮津市教育大綱・宮津市教育振興計画」並びに「宮津市子どもの読書活動推進計画」(第二次推進計画)期間中の取り組みの成果と課題を踏まえ、本市における子どもの読書活動について、その施策のさらなる推進を図り、読書に親しむ子どもを増やすために、「宮津市子どもの読書活動推進計画～智恵の輪読書プラン～(第三次推進計画)」(以下「第三次推進計画」という。)を策定します。

2 推進計画の基本的な考え方

第三次推進計画では、第二次推進計画の基本的な考え方を受け継ぎ、子どもが、積極的に読書に親しみ、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることが重要であると考え、その実現のために、子どもの発達段階に応じて、家庭・学校・地域社会において、効果的に連携し、社会全体で読書活動の気運を高めていくことを重視します。

本を読むことで子どもは人を思いやる心を育てる同時に、基礎的・基本的な知識を習得します。さらに、語彙の広がりをはじめとして、「ことばの力」が豊かにはぐくまれていくことで、思考を深め、自分の思いを効果的に表現することができるようになり、人生をよりよく生きていくための力を培っていきます。このため、子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進することが重要です。なお、その際には、発達段階や認知特性等に応じて紙とデジタルを選択できる環境づくりが大切です。

子どもの自主的な読書活動を重視し、読書を通して、「ことばの力」を育成するとともに、感性を磨き、表現力を高め、創造力豊かな子どもを社会全体で育成することを目指し、読書活動を推進します。

3 第三次推進計画の期間

第三次推進計画の期間は、令和8年度から概ね5年間とします。

第2章 第二次計画の取り組みの成果と課題

第二次推進計画では、第一次推進計画の考え方を受け継ぎ、子どもの発達段階に応じ、家庭や就学前施設、小・中学校、地域社会における読書活動を推進するとともに、それぞれが連携し、社会全体で効果的に読書活動を高めていくことを基本方針とし、

- 1 家庭における読書活動の推進
- 2 学校等における読書活動の推進
- 3 地域社会における読書活動の推進
- 4 効果的な読書活動の推進

の4つの推進項目における具体的な施策を示し、取り組みました。

1 家庭における読書活動の推進

《取り組みの成果》

家庭において、子どもが積極的に読書に取り組むための取り組みとして、市立図書館が実施する定期的な読み聞かせやおはなし会、講演会、としょかん映画会など、家庭で本に親しむきっかけづくりを行ってきたほか、就学前施設や小学校でのPTA等の読み聞かせ、民生委員・児童委員の赤ちゃん訪問による誕生日の絵本プレゼントなどにより、保護者が子どもへの読み聞かせを始めるきっかけづくりを行いました。

《課題》

家庭で読書をしている子どもの割合が、概ね学年が進むにつれ、少なくなってくる傾向があります。乳幼児期から心を豊かにするような本などに出会い、五感を通して本に親しみ本を楽しいと感じる機会を多く引き出すとともに、児童生徒の成長過程においても本が身近にあり、自ら読書に臨むような声かけや雰囲気をつくり出していく必要があります。

また、「忙しくて子どもと一緒に読書をする時間がとれない」という意見もあります。読書を「本を読む」だけではなく、「本を通した会話やふれあいの中から本に親しむ」として読書活動につなげるような啓発も大切です。

2 学校等における読書活動の推進

《取り組みの成果》

就学前施設では、日常生活の中で絵本や紙芝居の読み聞かせを実施しているほか、保護者や地域ボランティアによる読み聞かせや、親子読書の貸出しが行われてきました。

小・中学校では、始業前等における読書活動の実施や、学校図書館を活用した読み聞かせ・ブックトークの実施、先生や児童生徒のおすすめ本の紹介、図書館だよりなど学校を通じた保護者への啓発、司書教諭等による図書推薦などが行われており、その他にも中学生が小学生に、小学生が園児に読み聞かせを行う校種間の連携にも取り組まれています。

また、市立図書館としては、移動図書館車で就学前施設や小学校を訪問し、読み聞かせや本の貸し出しを行っているほか、学校等への貸出文庫の配本・団体貸出しを行いました。

《課題》

児童生徒が読書の楽しさや意義を理解し、生涯にわたって読書を続けていく姿勢を身に付けられるよう、様々な機会を捉え、学校・家庭・地域社会全体の取り組みとして読書活動を推進する必要があります。

そのなかで図書資料は、子どもたちの学習ニーズに応じて、有効に活用していく必要があり、そのためには、市立図書館と小・中学校等との連携を深めることで、優良図書等に関する情報提供や、府立図書館なども活用した調べ学習への支援を行うことが大切です。

また、図書室などの読書スペースでは、居心地のいい雰囲気づくりを進めるなど、子どもが読書に親しみやすい環境を整えていく必要があります。

③ 地域社会における読書活動の推進

《取り組みの成果》

市立図書館では、絵本作家等の講演会やボランティアとの協働により「おはなし会」「赤ちゃんおはなし会めばえ」などを開催しているほか、館内には、おはなしコーナーを設置し、定期的におはなし会を実施することで、子ども達が読書に親しみやすい空間を作っています。

また、小学校の図書館見学、中学生の職場体験、高校生の図書館ボランティアを受け入れるとともに、中高生向けの図書資料の充実、ヤングアダルトコーナーの設置、市内中高生と連携したおすすめ本の展示など、図書館や本への子どもたちの理解を深め、利用促進に繋がるような取り組みを実施してきました。

その他には、市ホームページや SNS を通じて、毎月のテーマ図書展示や新着図書、イベント等の情報発信や、各地区への移動図書館車での訪問などを実施しました。

各地区公民館においては、図書室等での本の配架・閲覧、貸し出しが行われています。

また、子育て支援センターにっこりあでも、定期的におはなし会が開催されています。

《課題》

子どもたちの読書活動を推進するためには、図書館において、好きな本や興味ある本などを適切に選べるように、それぞれの年齢に配慮した読み物や絵本などの資料の充実を図るとともに、市立図書館での「おはなし会」「赤ちゃんおはなしめいばえ」などの取り組みを更に充実させてることで、子どもたちの新たな興味を引き出すとともに、図書館を訪れて本に触れる機会をつくる必要があります。また、移動図書館車の配車時間やサービスステーションの見直し等により読書環境の一層の充実を図るとともに、子どもの視点を踏まえた取り組みやデジタル社会への対応が求められます。

地区公民館や子育て支援センター「にっこりあ」などの公共施設においても、市立図書館との連携を図り、またそれぞれの取り組みを進めることで、子どもたちの読書に親しむ機会を増やしていくことが求められます。

4 効果的な読書活動の推進

《取組の成果》

京都府立図書館や府内の図書館との相互貸借、大学図書館や国立国会図書館との連携を図りました。学校への図書資料貸し出しや職員の派遣等、市立図書館と学校との連携を強化してきました。また、「子ども読書の日」等に関連して、子どもが積極的に読書活動への意欲を高める取り組みを推進しました。

《課題》

子どもの読書活動を効果的に推進するためには、家庭・学校・地域社会が一体となって、社会全体で取り組みを推進することが必要であり、子どもの読書活動に関わる関係機関・団体等が、子どもの読書活動に関する様々な取り組みの情報に接し、活用することが大切です。

また、市立図書館における「子ども読書の日」などに関する取り組みを、学校や地域と連携することで、子どもの読書活動の活性化や、読書意欲の向上を図る必要があります。

第3章 具体的な推進方策

1 家庭における読書活動の推進

(1) 家庭の役割

家庭は、全ての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣を身に付ける上で重要な場です。子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむための読書習慣は日常の生活をとおして形成されます。

習慣は日常の生活を通して形成されるものであることから、乳幼児期から絵本や物語に親しみ、進んで読書を行う態度を養い、読書の習慣化につながるようにすることが大切です。

そのためにも、家庭においては、読書をする環境づくりに努めるとともに、保護者自身の読書に対する姿勢が子どもに大きな影響を与えることから、子どもと一緒に本を読んだり、読み聞かせをしたりして、保護者と子どもで本に親しみ読書の楽しさを体験できる機会を工夫するなど、子どもが読書と出会うきっかけづくりに配慮することが望まれます。

また、読書を通じて保護者と子どもで感じたり考えたりしたことを伝え合うことで、会話が増えることは、保護者と子どもの関係を一層深める契機となります。

(2) 子どもが読書に親しむ活動への支援

ア 読書活動への理解の促進

子どもの発達は多様であり、個々の子どもの状況を十分に勘案しながら、乳幼児期から切れ目ない個別最適な読書活動の推進を目指す必要があります。

子どもの自主的な読書活動の推進を図る上で、保護者等の大人が子どもの読書活動の意義や重要性について理解と関心を深め、子どもとともに読書の楽しさを分かち合い、読書に親しむことが大切です。

子どもは、大人から物語を聞いたり、図書館等が開催する読み聞かせなどに参加したり、読書をしている大人の姿に触れたりしながら読書意欲を高めていきます。

(具体的な取り組み)

- パパ・ママ学級などの教室、定期健診、家庭訪問や相談会など様々な機会を通じて、子どもの読書活動の重要性について情報提供し、理解の促進を図るとともに、読み聞かせの楽しさや方法など、家庭で子どもと一緒に本に親しむきっかけづくりをすすめます。

○大人が読書活動に理解と関心を持ち、生涯にわたり読書活動を継続する姿を子どもたちに見せ、受け継いでもらうために、読書活動の意義や必要性について広めるとともに、市立図書館の利用を促進します。

イ 学校等との連携

子どもは、絵本等を見ながら語り合うことにより、人を信頼することや自分以外の人と気持ちを通わせることを身に付けていきます。

家庭での読書習慣を身に付けるためにも、保護者のみならず子どもと関わる周囲の大人がまずは本に親しみ、読書に関する地域や学校等の取り組みに関心をもち積極的に参加することが望まれます。

(具体的な取り組み)

○PTAや地域ボランティアによる「読み聞かせ」や「おすすめ本の紹介」など、保護者や地域の方々が関わることで、地域と学校が連携した子どもの読書活動の取り組みを行います。

○家庭教育に関する取り組みや機会を通じて、保護者への子どもの読書活動の理解の促進に努めます。

2 学校等における読書活動の推進

(1) 学校等の役割と取組

ア 読書活動の推進における学校等の役割

学校等で読書活動を推進するためには、子ども自らが本に親しみ、主体的に読書に取り組む環境を作ることが重要です。

幼稚園教育要領においては、「絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結びつけたり、想像を巡らしたりするなど、楽しみを十分味わうことによって、次第に豊かなイメージを持ち、言葉に対する感覚が養われるようになります」、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領においては、絵本や物語などに親しませることを出発点とし、基本的なねらいについては幼稚園教育要領と同様の趣旨となっています。

小・中学校の学習指導要領においては、児童生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、児童生徒の言語活動を充実することが重視されています。

また、学校教育を実施する配慮事項として、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的・自発的な学習活動や読書活動を充実すること」が挙げられています。特に国語科では、児童生徒の発達段階に応じて、「読書に親しむこと」、「読書が自分の考えを広げたり深めたりすることに気付くこと」、「読書の意義と効用について理解すること」などが指導事項として示されており、「読み聞かせ」や「辞典や図鑑などから情報を得て」や「文字・活字文化に対する理解が深まるようにすること」なども教育活動の中で取り扱う内容となっています。

このように学校等は、読書意欲の向上、読書に親しむ態度や「ことばの力」の育成、読書習慣の形成等に大きな役割を担っており、多様な読書活動の取り組み等を家庭や地域社会に積極的に発信していくことが求められています。

イ 幼稚園、保育所、認定こども園における取り組み

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型こども園教育・保育要領は、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の一つに「言葉による伝え合い」を挙げています。

乳幼児が絵本や物語に親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わう活動が十分行えるように読書活動の取り組みを創意工夫することが大切です。

乳幼児と絵本等との出会いを充実したものにしていくためには、乳幼児が身近な大人への愛着を基盤として安心して絵本等に触れることができるような環境にしておくことも重要です。

また、保護者に対してことばと出会うことや絵本等の読み聞かせの大切さに関する理解を得ること、幼稚園、保育所、認定こども園での取り組みを子どもたちの姿をとおして保護者と共有すること、購入する絵本等の選定について、ボランティアや図書館等と連携するなど、創意工夫をすることが大切です。

幼稚園、保育所、認定こども園での読書活動の推進の取り組み例として、絵本や物語などは発達段階に応じた内容のものが、より一層乳幼児の興味・関心を高めることから、それらの選定をボランティアや市立図書館等と連携・協力して行うこと、人形劇、パネルシアター、しきけ絵本等の教材を工夫すること、未就園児や保護者を参加対象とした読み聞かせなどを行うことがあります。

(具体的な取り組み)

- 読み聞かせの時間を増やし、また、大型絵本、パネルシアター、しきけ絵本などの教材を利用して、子どもが絵本や物語に親しみ、より興味を持てるような取り組みを進めます。
- 子どもが読みたいときに自由に絵本などにふれることのできるよう、絵本コーナーを設置し、季節の絵本やおすすめの絵本などを展示するなど、読書に親しむ環境づくりを進めます。
- 効果的な読み聞かせや保護者の理解を深めるため、教員や保育士の資質向上に努めます。
- 保育所、幼稚園等で購入する絵本等の選定や「読み聞かせ」について、地域ボランティアや市立図書館等と連携・協力して行います。
- 絵本の貸出しを行い、家庭で読み聞かせができる機会を充実します。

ウ 小・中学校における取組

学校では、読書活動を教育活動全体を通じて実施し、本に親しむ学校風土を培っていく努力が求められます。また、読書が人格形成に及ぼす影響力の大きさや読書活動の意義と重要性について、全ての教職員が深く自覚することが必要です。教職員があらゆる機会を通じて読書の大切さを伝え、児童生徒が生涯にわたって読書に親しむことができるよう、望ましい読書習慣が形成されることが期待されます。

特に、読書の機会を増やすために、一斉読書を積極的に推進したり、国語科に限らず全ての教科等において本を読むこと、調べること、表現することを重視した言語活動の取組を充実させたりすることが重要です。そのために授業において学校図書館を活用するとともに、探究的な学習に必要な蔵書の確保が求められます。

(具体的な取り組み)

- 朝読書の時間を設け、教職員による「読み聞かせ」や、一言感想の交流など、読書意欲を引き出しながら継続します。
- 終わりの会、ショートホームルームなどを活用し、読んだ本の紹介や発表を行います。
- タブレットを活用し、読書の目標冊数の設定、読書記録、アンケートの実施など工夫した取り組みを行います。
- 図書委員会などを通じて生徒児童が、新刊図書の紹介、「おすすめ図書」の紹介、ポスター作成、購入図書希望調べなど自主的で創意的な活動を推進します。
- 長期休業中には、読書案内や貸出しの方法を工夫して、読書の習慣化を図ります。

- 研修会や実践交流会をもち、効果的な「読み聞かせ」の仕方や保護者の理解を深める取組など教職員の資質向上に努めます。
- 学校で購入する図書の選定や「読み聞かせ」について、地域ボランティアや市立図書館等と連携・協力して行います。

エ 教職員の推進体制

読書の意義を教職員が深く自覚し指導に活かしていくには、各学校で校内研修を実施し、司書教諭や国語科教員のみならず、全教職員間で共通理解を図る必要があります。

学校図書館を円滑に運営していくには、司書教諭等や学校ボランティア等の役割を明確にしながら、組織的・計画的な学校図書館活用が図られることが重要です。司書教諭が十分な役割を果たすことができるよう校務分掌上の配慮等の工夫改善も望まれます。またコミュニティスクリールや地域学校協働活動と連携した支援体制の構築も有効であると考えられます。

(2) 学校図書館の役割と取り組み

ア 学校図書館の役割と取り組み

学校図書館は、児童生徒の読書指導の場である「読書センター」としての機能、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有しています。学習指導要領では「学習の基盤となる資質・能力」として、言語能力、情報活用能力、課題発見・解決能力が挙げられていますが、学校図書館はこれらの資質・能力をはぐくむ場としての機能が期待されます。

さらに、児童生徒が生き生きとした学校生活を送れるようにするために、また、子どものストレスの高まりや、生徒指導上の諸問題への対応の観点からも、学校内に「心の居場所」としての機能を充実することが重要です。

イ 学校図書館の図書資料の充実

活発な読書活動を推進するためには、児童生徒の知的活動を促し、興味・関心に応える魅力的な図書資料の整備・充実が重要です。

また、統計データが古いなど資料として価値の低い図書資料は廃棄し、児童生徒のニーズも踏まえながら、計画的な選書により図書を更新する、学校図書館のレイアウトも工夫するなどして、子どもの視点に立った魅力ある図書館づくり進めることができます。

(具体的な取り組み)

- 児童生徒の読書傾向の実態を把握し、児童生徒のニーズに応えながら、魅力ある知的な刺激を与えられるような図書資料の計画的な整備に努めます。
- 児童生徒が学習に活用しやすいように、児童生徒の学習内容や発達に応じた図書資料の構成や整理方法、配架などを工夫します。
- 児童生徒がゆったりとした雰囲気の中で読書が楽しめるよう、自由な読書のためのスペースの設置やゆとりある配架・閲覧スペースの確保を進めます。
- 学校図書館活動の充実を図るため、学校司書の配置を進めるとともに、司書教諭や教職員と連携しながら取組を進めます。

ウ 学校図書館の情報化

高度情報化社会の中で、学校図書館が十分に機能を果たすため、学校図書館のDXは重要な課題です。

学校図書館の蔵書のデータベース化は、他校の学校図書館や地域の図書館の図書の共同利用や各種資料の検索、多様な興味・関心に応える図書の整備等につながります。

GIGAスクール構想によって、1人1台端末の整備、通信ネットワーク環境の整備が進められたことを背景に、学校図書館を含む学校内どこにあっても、学校内外の様々な情報資源にアクセスできる環境が充実しました。これにより、児童生徒の探究的な学習がより効果的に行われる事が期待されます。

さらに、近年、電子書籍を導入している公立図書館も増えてきており、読書の方法は、実際に本を読むだけでなく、端末などのICT機器を利用したものなど、多様化しています。日本語を母語としない児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒が読書を楽しむためにも、ICT機器の利点を活かして、積極的に活用することもこれからは重要となります。

(具体的な取り組み)

- 学校図書館が十分機能するよう、蔵書情報のデータベース化、図書検索システムの確立に向けた環境整備を進めるとともに、インターネット等を利用した他校の図書館や市立図書館との連携を図ります。

3 地域社会における読書活動の推進

(1) 宮津市立図書館の役割と取り組み

図書館等は、急激に変化する時代において障害や日本語を母語としない子ども等の多様な背景をもつ子どもたち、また貧困等の多様な家庭環境があることを配慮しつつ、全ての子どもが豊富な図書の中から自由に選択し、読書を楽しみ、知りたい情報を得るなどの読書活動の恩恵を受けることができる場所です。また、子どもたちが立ち寄りやすく心地よい場所として、本に触れるきっかけが生まれる場所でもあり、保護者にとっては、自分の子どもに与えたい本を選んだり、子どもの読書について相談したりすることのできる場所です。

読み聞かせやお話し会の実施、子どもに薦めたい図書の展示会の開催、保護者を対象とした読み聞かせや本の選び方・与え方の助言等、地域における子どもの読書活動を推進する上で中心となる施設として機能するとともに、家庭や学校等における取り組みを支援していく重要な役割があります。

(具体的な取り組み)

- 幼児・児童向け図書を充実するとともに、児童向けコーナーやおはなしコーナーにおいて、読書に親しみやすい空間づくりを進めます。
- 定期的なおはなし会、としょかん映画会、絵本作家等による講演会など、子ども向けイベントの充実を図ります。
- ヤングアダルト向け図書の充実を図るとともに、学校図書館の支援など学校との連携に努めながら、子どもが本に親しむ環境づくりを進めます。
- 大型絵本や点字絵本、録音資料など障害のある子どものための図書資料を充実します。
- 新刊本やテーマに合わせた絵本等や読書感想文等の選定図書、乳幼児対象の絵本しかけ絵本、外国の絵本など、年齢別のおすすめ本などを展示します。
- 移動図書館車による学校訪問などにより、図書館蔵書の利活用を進めます。
- 図書館司書が学校等を訪問し、図書室の整備や購入する本の選定などについて、指導・助言を行います。

(2) 公民館の役割と取り組み

公民館は、地域の生涯学習の拠点となり各種事業を展開していく中で、家庭教育への支援を行う役割を担っています。

「地域ぐるみでの子育て」が求められる今日、大切な地域の子どもが豊かな感性をもってすくすくと育つよう、子どもの読書活動の推進について意識の高揚を図る取り組みを行います。

(具体的な取り組み)

- 地区公民館で行われている「子育てサロン」や「子どものびのび体験活動」の中での「おはなし会」の開催など、子どもの読書活動推進の取り組みを進めます。
- 図書の団体貸出や図書館司書による出張おはなし会やなど、宮津市立図書館と連携した取り組みを行います。

(3) 民間団体の役割等

子どもの読書活動を行うボランティアグループ等の民間団体は、読み聞かせやお話し会等、子どもが読書に親しむ機会を提供することにより、子どもの自発的な読書活動の推進に寄与されています。

宮津市立図書館が実施している読み聞かせやお話し会等の情報を、子どもの読書活動を支援する民間団体へ積極的に提供するとともに、お互いの連携・協力に努めます。

4 効果的な読書活動の推進

(1) 関係機関等の連携・協力

子どもの読書活動を推進するため、家庭、学校、地域社会が一体となって、社会全体で取り組みを推進することが必要です。そのためには、市町村の実情に応じた関係機関・団体等の相互の連携・協力が行われることが重要です。

(具体的な取り組み)

- 図書館の職員の研修機会の充実や、啓発・広報の機会を通じて関係機関・団体等の相互の連携・協力の重要性について理解の促進を図ります。
- 京都府図書館総合目録ネットワークや連絡協力車の利用を通じて、京都府立図書館や府内の図書館との相互貸借を進めるとともに、大学図書館や国立国会図書館との連携を図ります。
- 学校への図書資料の貸出しや職員の派遣、図書館見学や職場体験の積極的な受入等、市立図書館等と学校との連携・協力に努めます。

(2) 啓発・広報の推進

ア 啓発・情報提供

子どもの読書活動を効果的に推進するためには、市民や子どもの読書活動に関わる関係機関・団体等が子どもの読書活動に関する多様な取り組み等の情報に接し、活用できるようになることが大切です。

(具体的な取り組み)

- 広報誌「みやづ」や市のホームページにおいて宮津市立図書館についての各種情報を提供したり、行事案内のチラシの配布、SNS 等での情報発信などさまざまな機会を通じて、子どもの読書活動の啓発に努めます。
- 子どもに読んでほしい本の紹介・展示や「おはなし会」でのエプロンシアター・ブックトーク・パネルシアター・ストーリーテリングなど、具体的な情報提供を行いながら啓発を進めます。

イ 「子ども読書の日」の取組の推進

宮津市立図書館では、子どもの読書活動について理解と関心を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられた「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい取り組みの一環として、「〇〇で楽しむおはなし会」を実施します。

(具体的な取り組み)

- 京都府が行う「子ども読書本のしおりコンテスト」への応募及び同作品の巡回展示を行うなど、「子ども読書の日」に関連した取り組みを実施します。

ウ 「古典の日」の取り組みの推進

平成 24 年9月、「古典の日に関する法律」が公布・施行されました。令和5年3月の文化庁京都移転に伴い、さらに、京都の歴史と風土に根ざし、時と場所を越えて広く愛される古典を大切にし、子どもが古典に親しみ、日本語の美しさを感じることができるように「古典の日」の取り組みを推進します。

(具体的な取り組み)

- 市、市立図書館、学校、関係機関等とも連携しながら、古典に親しみ、次世代につなげていく取り組みの推進に努めます。

(3) 推進体制

本計画を効果的に推進するため、教育委員会が中心となり、関係機関・団体等の連携・協力関係をさらに強化し、家庭、学校、地域が一体となった取り組みを進めます。

また、今後とも子どもの読書活動の推進に関する情報の収集・提供に努めるとともに、宮津市立図書館協議会において、読書活動の推進に向けた情報交換、意見徵収を進めます。

参考資料

1 「宮津市子どもの読書推進計画～智恵の輪読書プラン～」(第二次計画) の取り組み状況	-----	17
2 子どもの読書に関するアンケート調査結果 (R7. 6. 2～R7. 7. 31 実施)	-----	22
3 子どもの読書活動の推進に関する法律 (抜粋)	-----	37
4 学校図書館法 (抜粋)	-----	38
5 図書館法 (抜粋)	-----	39

「宮津市子どもの読書推進計画～智恵の輪読書プラン～」(第二次計画)の取組状況

具体的な推進方策

1 家庭における読書活動の推進

(1) 家庭での取組

- 「おはなし会」「講演会」等、図書館行事への参加
- 幼稚園・保育所等の貸出し本による読み聞かせ等、親子での読書を実施
- 小学校における親子読書会の実施
- 年1回、移動図書館車「はまなす文庫」訪問の際にボランティアによる読み聞かせを実施

【宮津市健康福祉部健康・介護課健康増進係】

- 施設内にあかちゃん絵本等の配架、閲覧が実施。
- 12ヵ月相談時に絵本の読み聞かせポイントについてのチラシを配布

【宮津市健康福祉部地域福祉係】

- 民生委員・児童委員の赤ちゃん訪問による誕生日の絵本プレゼント

【子育てサロン】

- ボランティア団体等により、公民館などで、大型絵本や大型紙芝居の読み聞かせ、エプロンシアター等を実施

【子育て支援センター にっこりあ】

- 主任児童委員による、1ヵ月に1回、誕生会の時に読み聞かせを実施

【おやこの広場（2ヶ所公立保育所内）】

- 施設内での本の配架、閲覧を実施

【子育てサポートセンター（5ヶ所私立保育園・幼保連携認定こども園内）】

- 施設内での本の配架、閲覧を実施

2 学校等における読書活動の推進

(1) 各保育所での取組

- 施設内での本の配架、閲覧を実施
- 毎日読み聞かせを実施
- 毎月1回、地区のおはなし会の会員による絵本・紙芝居の読み聞かせを実施
- 子どもの手の届くところに本を置いて自由に読める環境づくりを実施
- 毎週1回保育所の本の貸出しを実施
- 季節や行事、子どもの興味・関心に合わせて本の提示や読み聞かせを実施
- 小学校図書委員による絵本の読み聞かせ
- 保育の導入や食育の教材としての絵本の活用
- お話を絵にするコンクールへの応募
- 家庭学習がんばり週間に家庭での読み聞かせの推奨
- 定期的に宮津市立図書館から本を借り受けし、読み聞かせ用に活用している。
- 年1回、移動図書館車「はまなす文庫」訪問の際に、ボランティアによる読み聞かせや本の閲覧、貸出しを実施

(2) 各幼稚園での取組

- 毎日担任による読み聞かせを実施
- 保護者、民生児童委員、担任外教師による読み聞かせの実施
- 毎日、本を自分で2冊選んで家に持ち帰り、親子等で親しんでいる。夏季休業中は10冊
- 季節の本やおすすめ本の展示
- 宮津市立図書館へ行き、絵本にふれる機会をもっている。
- 毎月、宮津図書館から絵本と紙芝居の配本を行っている。
- 年1回、移動図書館車「はまなす文庫」訪問の際に、ボランティアによる読み聞かせや本の閲覧、貸出しを実施
- 宮津市立図書館の利用者カードを持ってない園児は、作成をしてもらい図書館へ行って本に親しむきっかけづくりをしている。

(3) 各小学校での取組

- 全校一斉の読書活動の実施（始業前、授業中等。週に1～数回）
- 学校図書館を活用して読み聞かせ、ブックトーク、アニメーション、ビブリオバトル等の実施
- 教員・PTA・読み聞かせボランティアによる読み聞かせ
- おすすめの本の木
- 学校運営協議会による図書室の環境整備（本の整理、修理等）
- 教科等の学習や学校行事を通じた読書活動の実施（教員のおすすめの本の紹介、読み聞かせ、ブックマウンテン等）
- 市立図書館との連携による学校配本、団体貸出等資料の貸出し
- 年1回、移動図書館車「はまなす文庫」訪問の際に、ボランティアによる読み聞かせや本の閲覧、貸出しを実施

(4) 各中学校での取組

- 全校一斉の読書活動の実施
- 教科学習を通して読書指導を行い、青少年読書感想文全国コンクールへ参加
- 読書活動を推進するための委員会活動の実施
- 市立図書館との連携による学校配本、団体貸出等資料の貸出し

3 地域社会における読書活動の推進

(1) 宮津市立図書館での取組

●絵本作家等の講演会（第1コミュニティルーム）

年 度	令和5年度
参加人数	73人

「子どもゆめ基金」の助成を受け、読み聞かせボランティア「あいうえお」主催で実施

●おはなし会の実施

- ・ボランティアとの協働による「おはなし会」を毎週土曜日に実施

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回 数	24回	52回	52回
参加人数	192人	227人	372人

※令和4年度は月1・3・5 土曜日に実施

●赤ちゃんおはなし会「めばえ」の実施

- ・ボランティアとの共同による0~2歳児向けの「赤ちゃんおはなし会」を毎月第3木曜日に実施
- ・平成29年度から実施

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回 数	12回	12回	12回
参加人数	50人	55人	67人

●こども読書週間行事「おはなし会スペシャル」(図書館)

- ・平成25年度から実施

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年
参加人数	12人	23人	18人

●としょかん映画会

- ・子ども向けの映画の上映

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年
参加人数	37人	58人	64名

●読書週間行事「大型紙芝居で楽しむおはなし会」

- ・平成25年度から実施

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加人数	73人	91人	84人

●子ども向け資料の充実

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童書の蔵書冊数	61, 865冊	62, 421冊	62, 862冊
児童書の総貸出冊数	64, 435冊	58, 514冊	53, 845冊

- ・赤ちゃん絵本、紙芝居のコーナーを設置
- ・大型絵本、大型紙芝居等の図書資料を充実 268作品
- ・テーマ展示、外国語の絵本・人権に関する図書のコーナーを設置

●学校等にまとめた冊数の図書資料の一定期間の貸出しを実施

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校貸出文庫	10, 350冊	10, 265冊	7, 625冊
団体貸出	10, 131冊	9, 199冊	6, 648冊

●移動図書館「はまなす文庫」各地区（16ステーション）へ巡回

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
貸出人数	1, 148人	1, 097人	1, 041人
貸出冊数	5, 021冊	4, 736冊	3, 981冊

●移動図書館車「はまなす文庫」学校等訪問

- ・平成18年度から実施
私立を含む全保育所・幼稚園・小学校へ訪問し、読み聞かせ・本の貸出しを実施

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
貸出人数	609人	599人	547人
貸出冊数	1, 106冊	1, 031冊	1, 081冊
団体貸出冊数	941冊	744冊	501冊

●テーマ別図書等の展示

- ・「青少年読書感想文全国コンクール課題図書」「京都新聞お話を絵にするコンクール選定図書」等の展示及び貸出し
- ・年齢別のおすすめ本の展示

●毎月新着図書案内を作成し、各市内保育園（所）・幼稚園・小学校、公民館、団体貸出利用者・図書館利用者に配布。宮津市ホームページに掲載

●エプロンシアター・パネルシアター等 所蔵33作品

おはなし会や移動図書館車「はまなす文庫」の学校等への訪問で使用。

●図書館見学受入

●図書館職場体験受入

●学校図書室等への助言

●公民館等のおはなし会にボランティア「あいうえお」派遣

(2) 子育て支援施設等での取組

●子育て支援センター にっこりあ での取組（再掲）

- ・主任児童委員による、1ヶ月に1回、誕生会の時に読み聞かせを実施
- ・施設内での本の配架、閲覧及び行事の際の読み聞かせを実施
- ・図書館の行事等のチラシ・ポスターを配布

●宮津・吉津・栗田・府中のびのび放課後クラブ（学童保育）

- ・施設内での本の配架、閲覧を実施
- ・小学生向け図書の団体貸出

(3) 公民館での取組

●図書室等での本の配架、閲覧の実施

(4) 民間団体での取組

●各地区公民館、児童関係団体等、公共機関的機関のほか、各地域の住民団体・組織への団体貸出し等を実施し、それぞれの取り組みの中で、子どもが読書に親しむ機会の拡充に努めた。

4 効果的な読書活動の推進

(1) 関係機関等の連携・協力

- 学校等貸出文庫巡回配本
- 移動図書館車学校等訪問
- 図書館見学・調べ学習・宮津中学校職場体験
- 京都府立図書館貸出文庫から借受し、学校等へ貸出し
- 京都府立図書館・府内の市町村図書館・府外の図書館等との相互貸借

(2) 啓発・広報の推進

ア 「子ども読書の日」を記念しての取組

●子ども読書本のしおりコンテスト作品巡回展

- ・平成24年度～継続実施

イ 情報提供・啓発

●広報みやづ及び市のホームページに掲載

- ・図書館の各種行事・新着図書案内・図書館休館日・移動図書館「はまなす文庫」の巡回予定表・図書館及び移動図書館の利用案内等

●図書館の行事等のチラシ・ポスターを学校等へ配布

●図書館だよりの発行

●新刊本やテーマ別図書の展示

- 「おはなし会」等でエプロンシアター、ブックトーク、パネルシアター、ストーリーテリングなどの実演

子どもの読書に関するアンケート 集計結果

1 調査の目的

「宮津市子どもの読書推進計画～智恵の輪読書プラン～」第三次計画を策定するため、アンケート調査を行い子どもの読書の実態を把握する。

2 調査期間

令和7年6月2日～令和7年7月31日

3 調査対象

- (1) 保育所・子ども園（7所・園） 対象者 保護者 270人
- (2) 幼稚園（3園） 対象者 保護者 48人 ※宮津市在住のみ
- (3) 小学校（5校） 対象者 547人
 - ・1年生から3年生までは保護者が回答
 - ・4年生から6年生は本人が回答
- (4) 中学校（3校） 対象者 341人 ※宮津市在住のみ

4 回収率

		対象者(人)	回答数(人)	回答率(%)
保育所	（保護者）	270	103	38.1
幼稚園	（保護者）	48	26	54.2
小学校	1～3年生（保護者）	246	62	25.2
保護者小計		564	191	33.87
小学校	4～6年生	301	289	96.0
中学校		341	232	68.0
小中学生小計		642	521	81.1
合計		1206	712	59.0

【保護者アンケート結果】

問1 あなたのお子さんが通っているところを次のなかから選んでください。

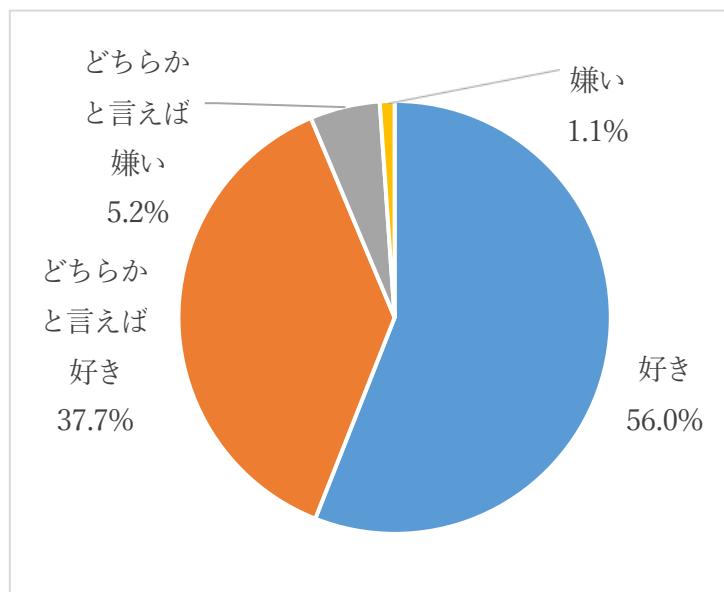
(人)

宮津小学校	37
栗田小学校	7
吉津小学校	6
府中小学校	8
日置小学校	4
宮津幼稚園	6
栗田幼稚園	3
宮津暁星幼稚園	17
日置保育所	3
養老保育所	4
亀ヶ丘保育園	25
みずほ保育園	16
たんぽぽ保育園	24
吉津子ども園	19
府中子ども園	12
合計	191

問2 お子さんは、本（読書）が好きだと思いますか。

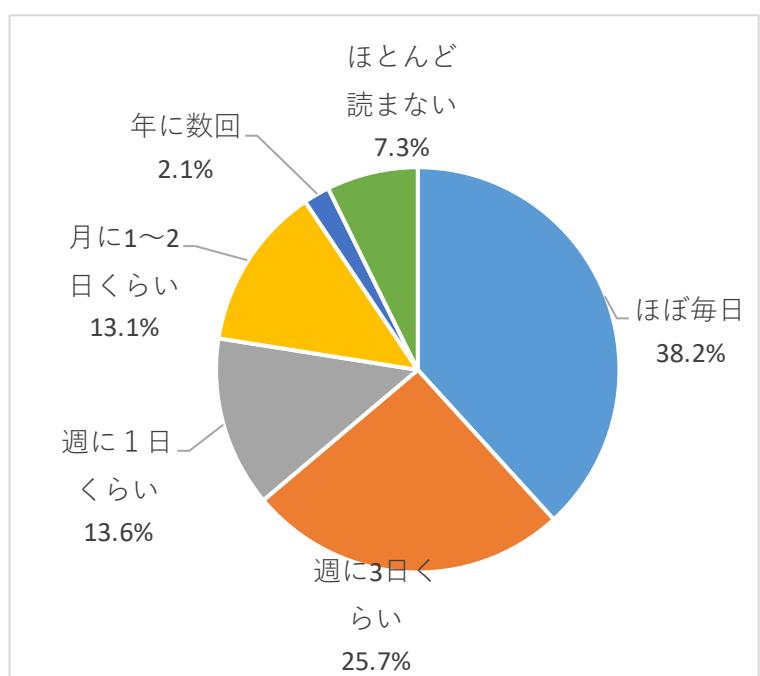
(人)

好き	107
どちらかと言えば好き	72
どちらかと言えば嫌い	10
嫌い	2
合計	191



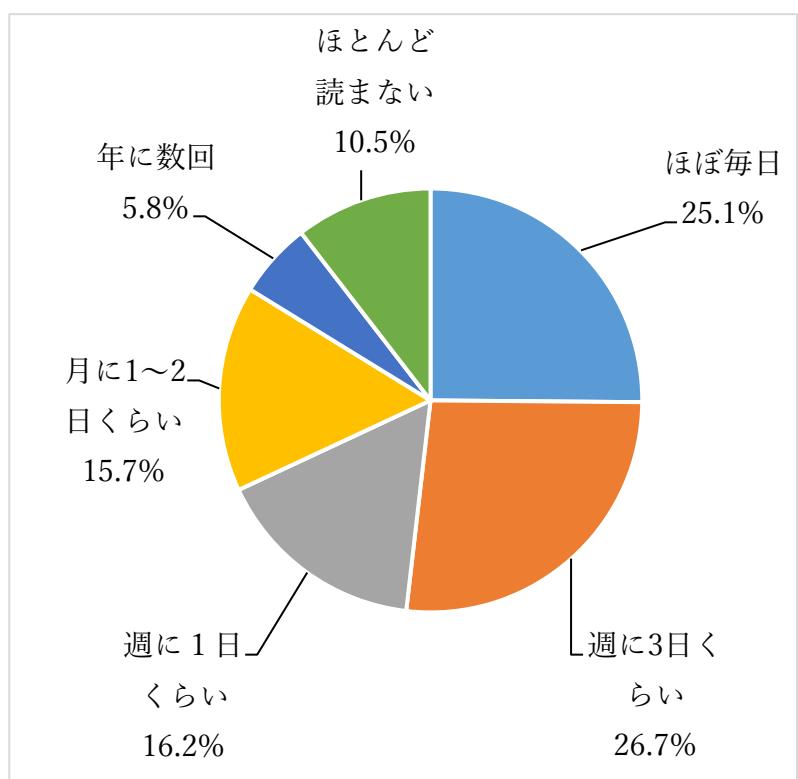
問3 あなたのお子さんは、教科書、雑誌、マンガ以外の本をどのくらい読んでいますか。

(人)	
ほぼ毎日	73
週に3日くらい	49
週に1日くらい	26
月に1~2日くらい	25
年に数回	4
ほとんど読まない	14
合計	191



問4 ご家庭では、お子さんに本をどのくらい読んであげていますか。
(いましたか。)

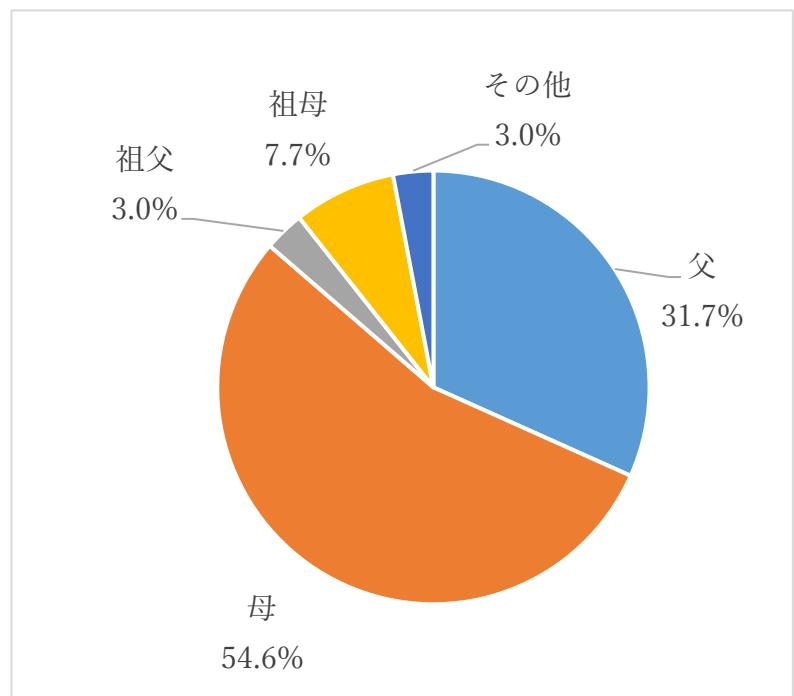
(人)	
ほぼ毎日	48
週に3日くらい	51
週に1日くらい	31
月に1~2日くらい	30
年に数回	11
ほとんど読まない	20
合計	191



問5 それは、主にどなたが、お子さんに本を読んであげていますか。(いましたか。)

あてはまる数字をすべて書いてください。

	(人)
父	95
母	164
祖父	9
祖母	23
その他	9
合計	300

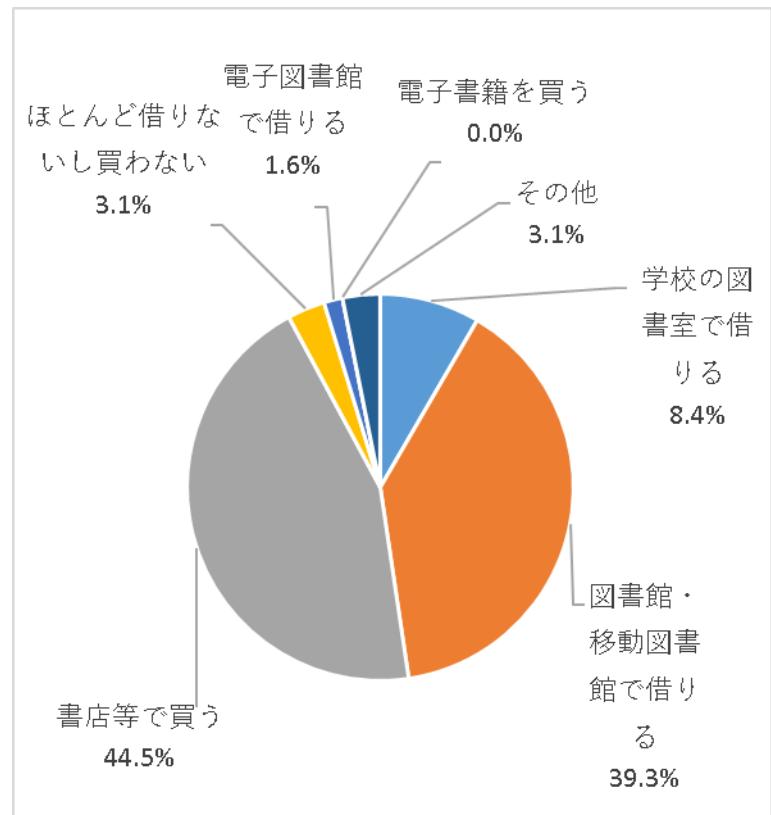


問6 あなたは、お子さんの本をどのようにして用意していますか。一番多い方法を書いてください。(マンガや雑誌・情報誌は含めないでください。)

	(人)
学校の図書室で借りる	16
図書館・移動図書館で借りる	75
書店等で買う	85
ほとんど借りないし買わない	6
電子図書館で借りる	3
電子書籍を買う	0
その他	6
合計	191

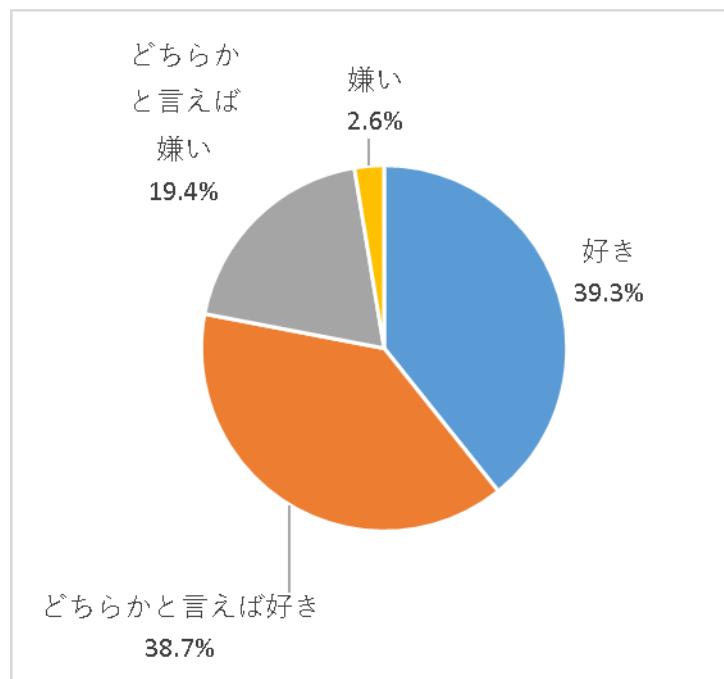
※その他

- ・親、兄弟等のおさがり
- ・知人にもらう
- ・保育園の本、家にある本
- ・定期購入



問7 あなた自身は、読書好きですか。

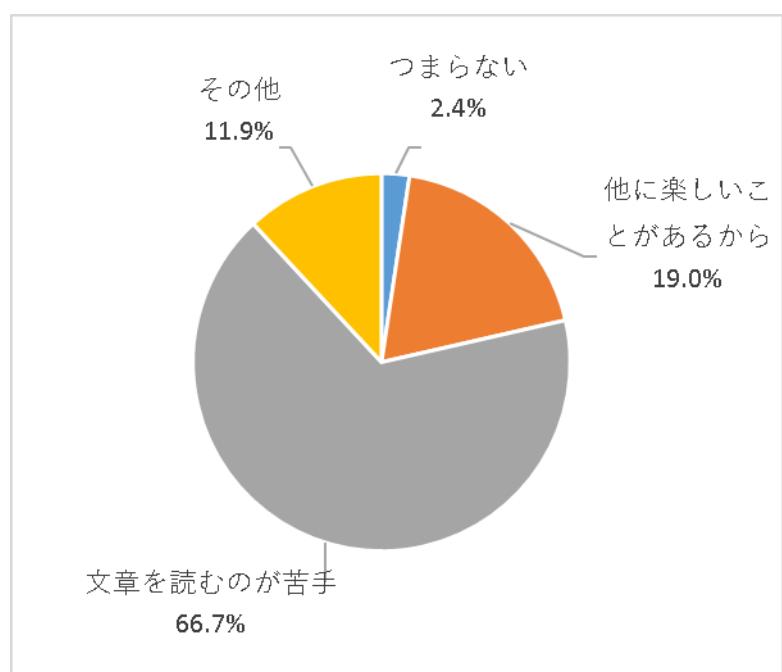
(人)	
好き	75
どちらかと言えば好き	74
どちらかと言えば嫌い	37
嫌い	5
合計	191



問8 問7で「③ どちらかといえは嫌い ④ 嫌い」を選んだ人にお伺いします。 その理由は何ですか

(人)	
つまらない	1
他に楽しいことがあるから	8
文章を読むのが苦手	28
その他	5
合計	42

※その他
習慣がない
読んでいるうちに飽きてしまう
眠たくなる

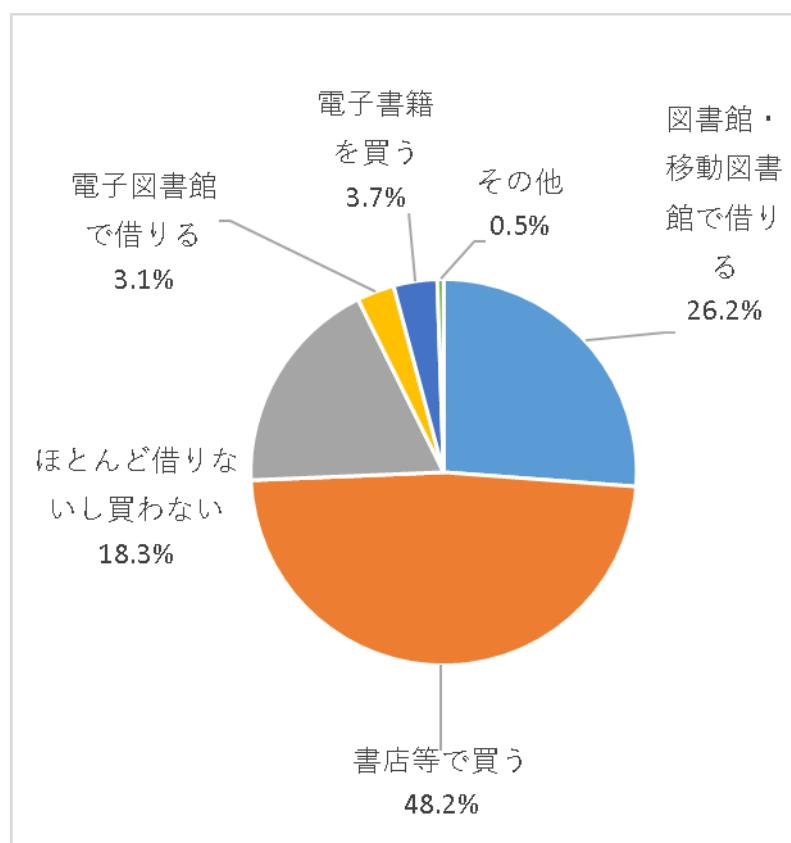


問9 あなたは、ご自分が読む本をどのようにして用意しますか。一番多い方法を選んでください。(マンガや雑誌・情報誌は含めないでください。)

	(人)
図書館・移動図書館で借りる	50
書店等で買う	92
ほとんど借りないし買わない	35
電子図書館で借りる	6
電子書籍を買う	7
その他	1
合計	191

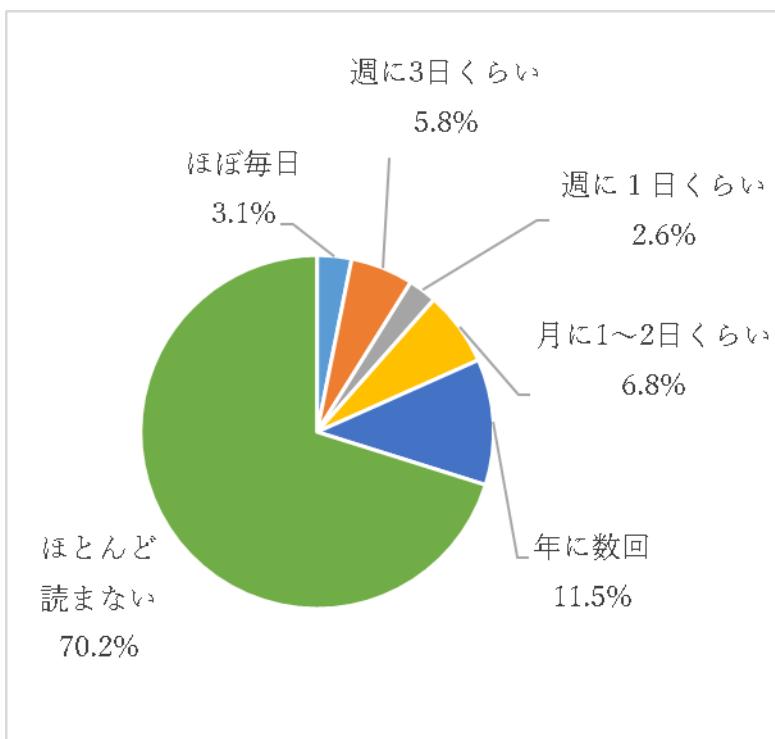
※その他

- ・無料の小説サイトで読む



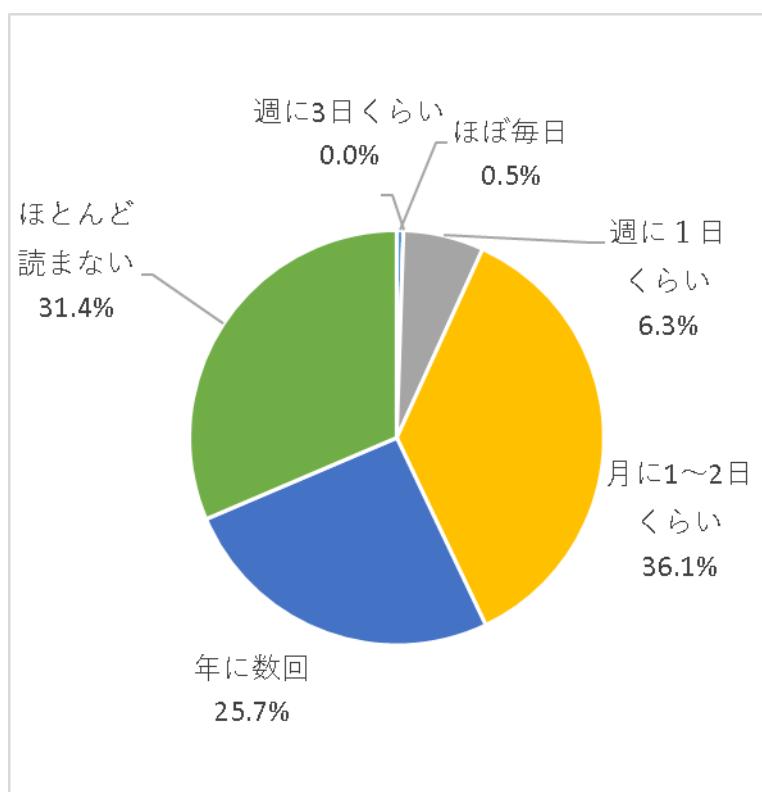
問10 あなたはパソコンやスマートフォンなど、紙の本以外で読書をすることがありますか?(マンガや雑誌・情報誌は含めないでください。)

	(人)
ほぼ毎日	6
週に3日くらい	11
週に1日くらい	5
月に1~2日くらい	13
年に数回	22
ほとんど読まない	134
合計	191



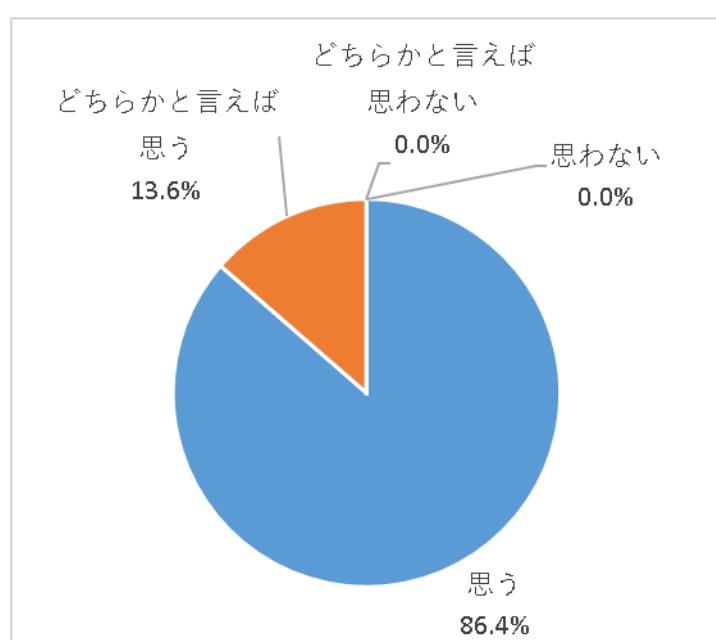
問11 あなたは、市の図書館（移動図書館）をどのくらい利用しますか。

(人)	
ほぼ毎日	1
週に3日くらい	0
週に1日くらい	12
月に1~2日くらい	69
年に数回	49
ほとんど読まない	60
合計	191



問12 あなたは、本を読むことが大切だと思いますか。

(人)	
思う	165
どちらかと言えば思う	26
どちらかと言えば思わない	0
思わない	0
合計	191

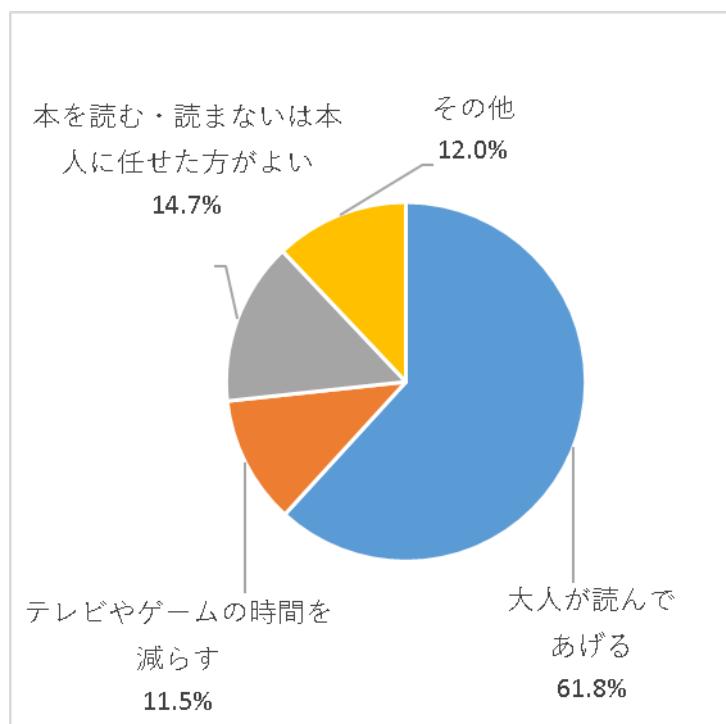


問13 あなたのお子さんが、どうすれば本を読むようになると思しますか。

	(人)
大人が読んであげる	118
テレビやゲームの時間を減らす	22
本を読む・読まないは本人に任せた方がよい	28
その他	23
合計	191

※その他

- ・大人が読む姿をみせる
- ・一緒に読む
- ・本に興味を持たせる
- ・本があるところに連れていく
- ・本を手に取りやすいところに置く
- ・面白い本を紹介してもらう
- ・読書を宿題にする



【小学生・中学生アンケート結果】

問1 あなたが通っている学校を次の中から選んでください。

問2 あなたは何年生ですか

小学生

(人)

	4年生	5年生	6年生	計
宮津小	52	94	29	175
栗田小	13	5	13	31
吉津小	8	6	10	24
府中小	17	14	12	43
日置小	6	7	3	16
合計	96	126	67	289

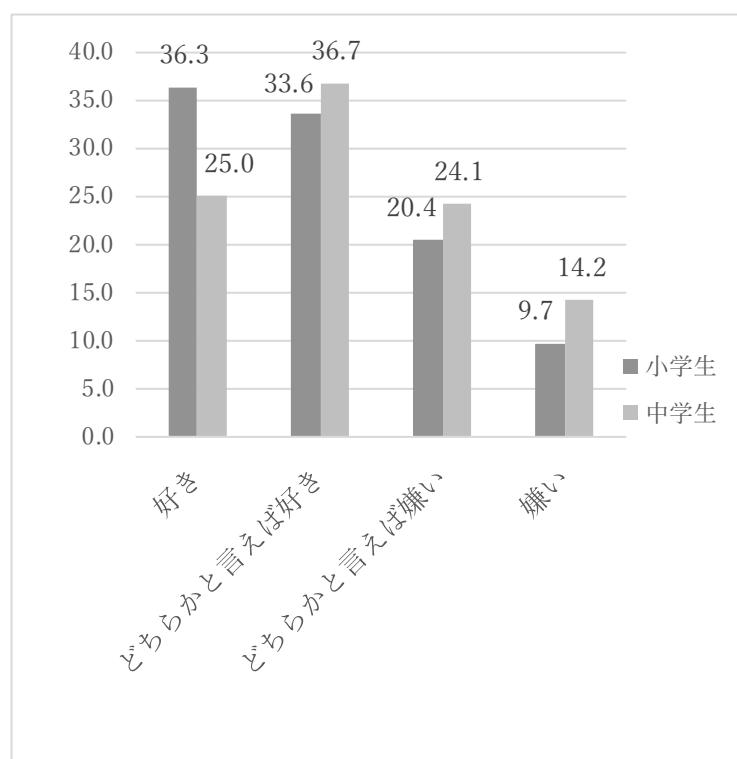
中学生

(人)

	1年生	2年生	3年生	計
宮津中	60	57	68	185
栗田中	18	6	11	35
橋立中	6	2	4	12
合計	84	65	83	232

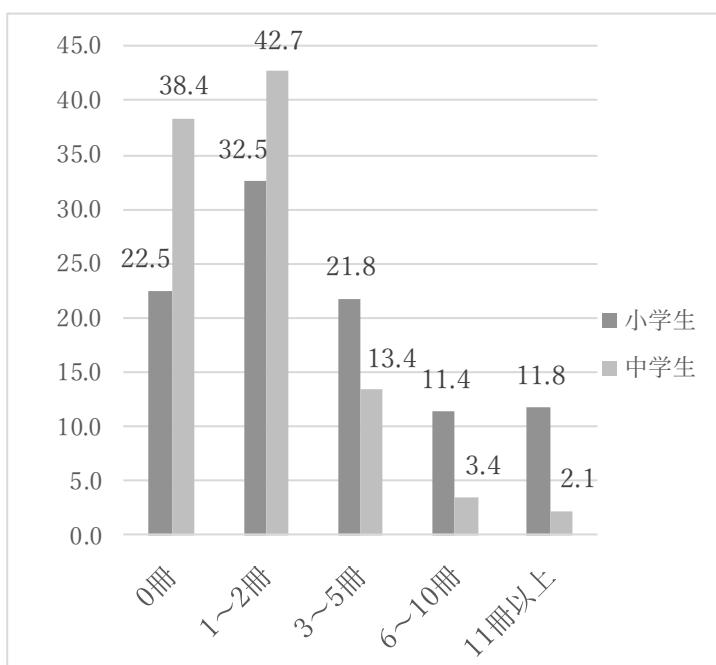
問3 本を読むことは好きですか

	小学生	中学生
(人)		
好き	105	58
どちらかとい えば好き	97	85
どちらかとい えば嫌い	59	56
嫌い	28	33
合計	289	232



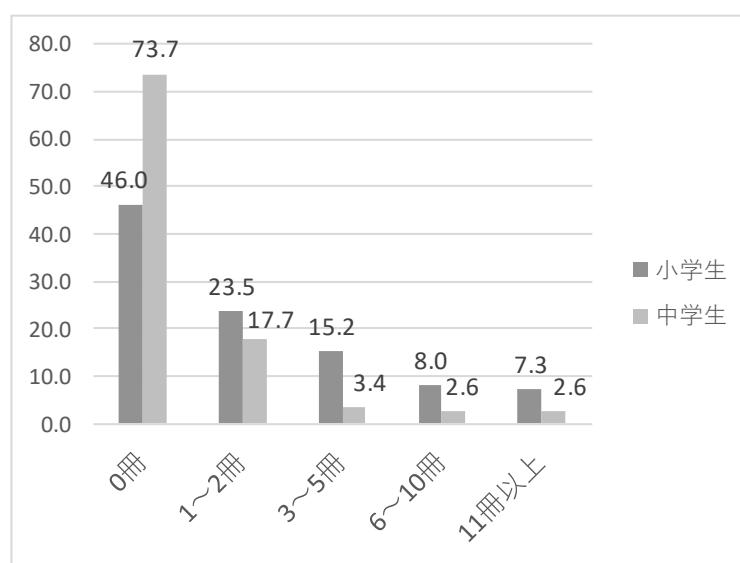
問4 あなたは、1ヶ月に何冊の本を読みますか。 (マンガや雑誌・情報誌は含めないでください。)

	小学生	中学生
(人)		
0冊	65	89
1~2冊	94	99
3~5冊	63	31
6~10冊	33	8
11冊以上	34	5
合計	289	232



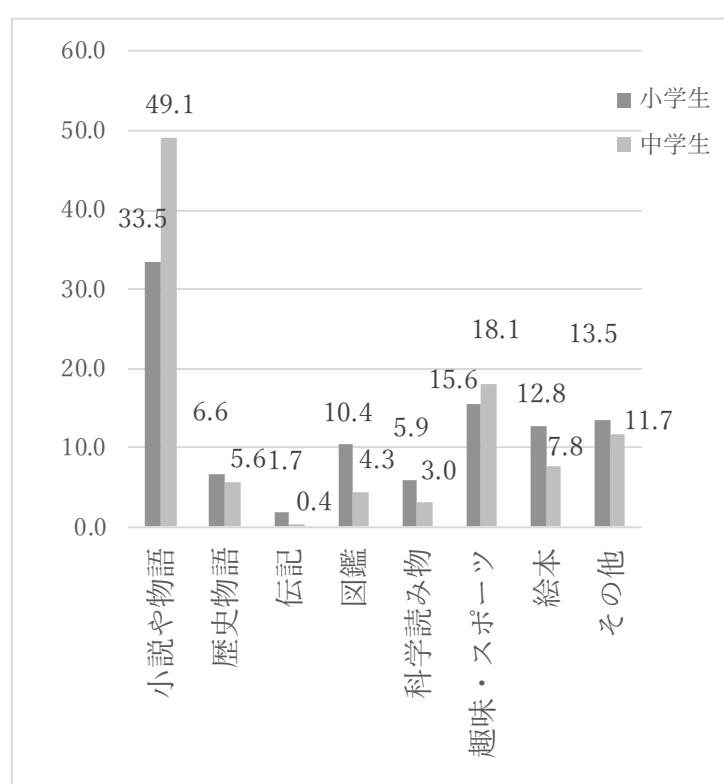
問5 あなたは図書館から、1ヶ月にどれくらいの本を借りますか。

	小学生	中学生
0冊	133	171
1~2冊	68	41
3~5冊	44	8
6~10冊	23	6
11冊以上	21	6
合計	289	232



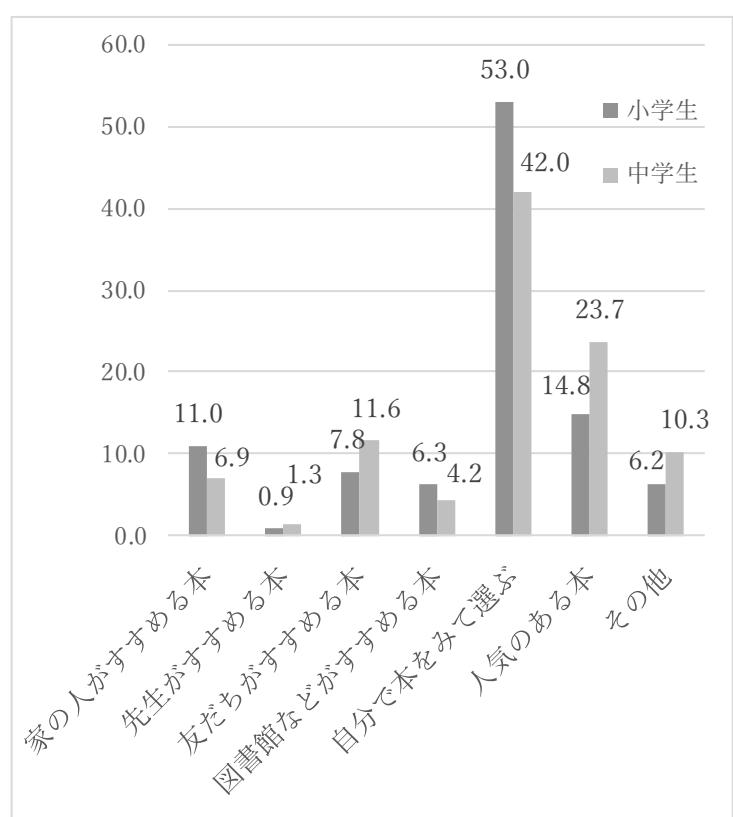
問6 あなたはどんな本が好きですか。1番好きなものを1つ選んでください。

	小学生	中学生
小説や物語	97	114
歴史物語	19	13
伝記	5	1
図鑑	30	10
科学読み物	17	7
趣味・スポーツ	45	42
絵本	37	18
その他	39	27
合計	289	232



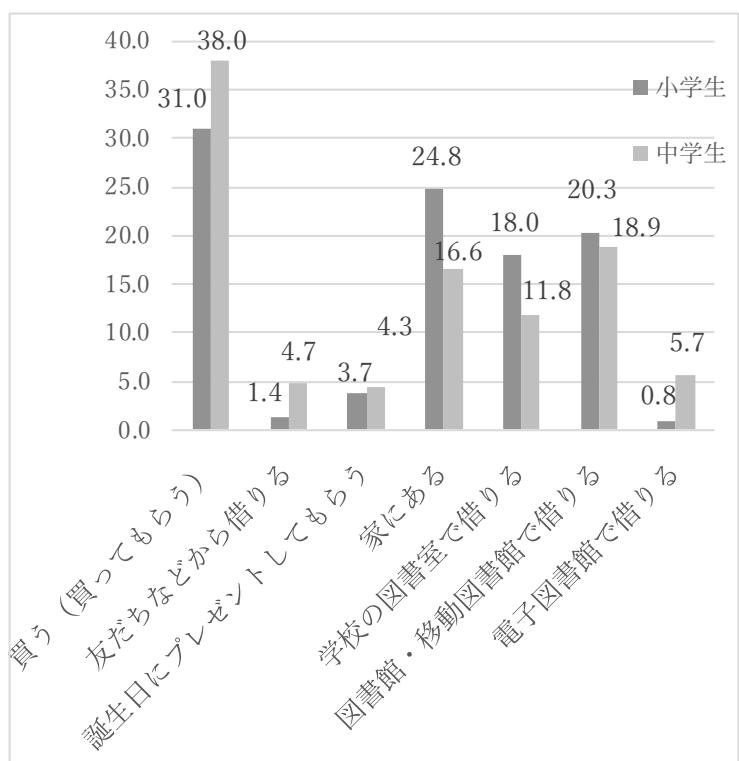
問7 あなたはどのようにして本を選んでいますか。
もっともあてはまるものを2つ選んでください。

	小学生	中学生
家の人がすすめる本	49	31
先生がすすめる本	4	6
友だちがすすめる本	35	52
図書館などがすすめる本	28	19
自分で本をみて選ぶ	237	188
人気のある本	66	106
その他	28	46
合計	447	448



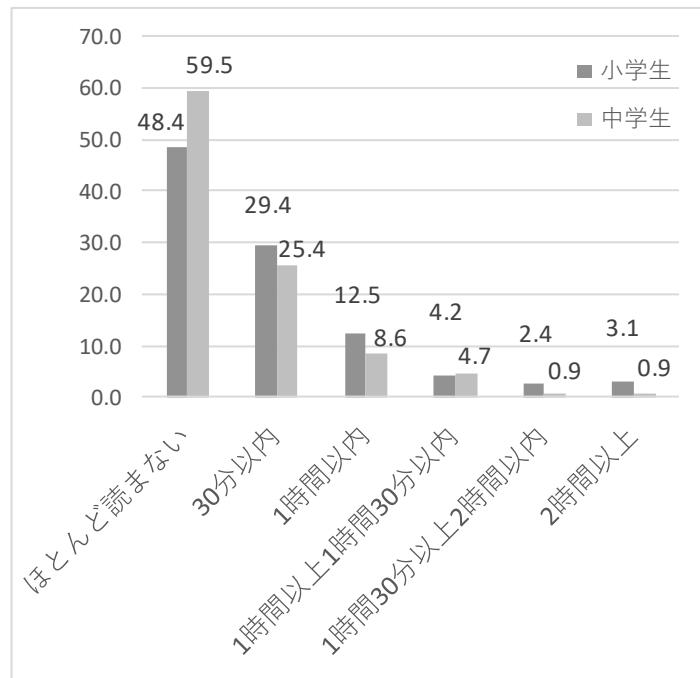
問8 あなたは、どのようにして本を手に入れことが多いですか。
多い順に2つ選んでください。(マンガや雑誌・情報誌は含めないでください。)

	小学生	中学生
買う(買ってもらう)	159	167
友だちなどから借りる	7	20
誕生日にプレゼントしてもらう	19	19
家にある	127	73
学校の図書室で借りる	92	52
図書館・移動図書館で借りる	104	83
電子図書館で借りる	4	25
合計	512	439



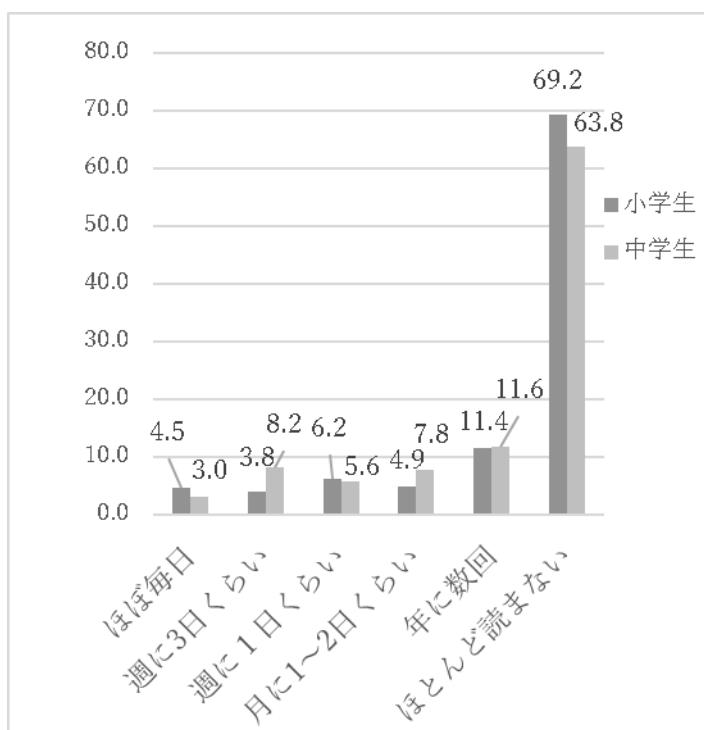
問9 あなたは、家で1日（平均して）どれくらいの時間、本を読みますか。
(マンガや雑誌。情報誌は含めないでください。)

	(人)	
	小学生	中学生
ほとんど読まない	140	138
30分以内	85	59
1時間以内	36	20
1時間以上 1時間30分以内	12	11
1時間30分以上2時間以内	7	2
2時間以上	9	2
合計	289	232



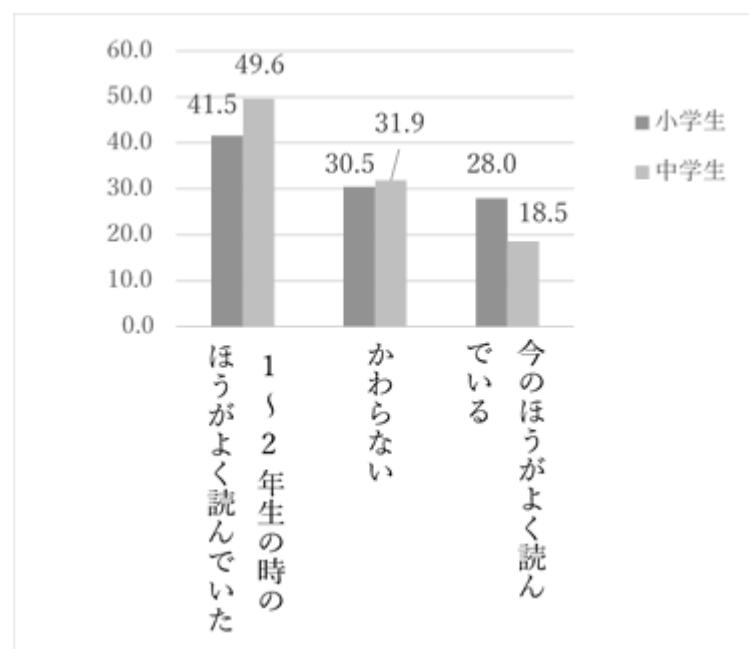
問10 あなたはパソコンやスマートフォンなど、紙の本以外で読書をすることがありますか。(マンガや雑誌。情報誌は含めないでください。)

	(人)	
	小学生	中学生
ほぼ毎日	13	7
週に3日くらい	11	19
週に1日くらい	18	13
月に1~2日くらい	14	18
年に数回	33	27
ほとんど読まない	200	148
合計	289	232



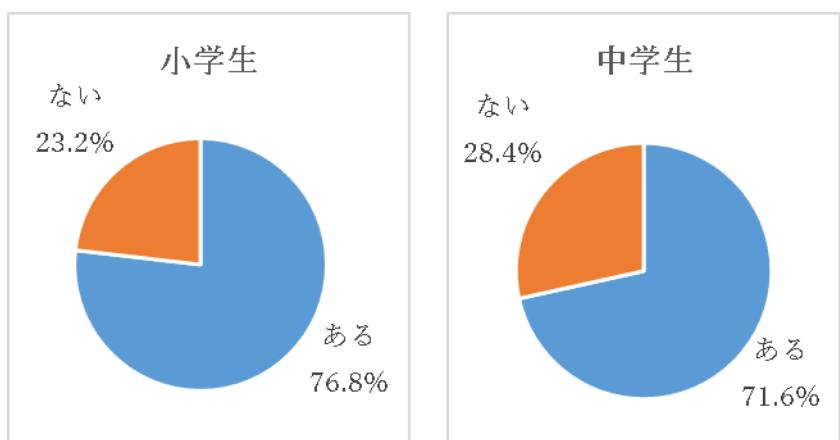
問11 あなたは、小学校1～2年生のときと今では、どちらの方がよく本を読んでいますか。

	(人)	
	小学生	中学生
1～2年生の時のほうがよく読んでいた	120	115
かわらない	88	74
今のほうがよく読んでいる	81	43
合計	289	232



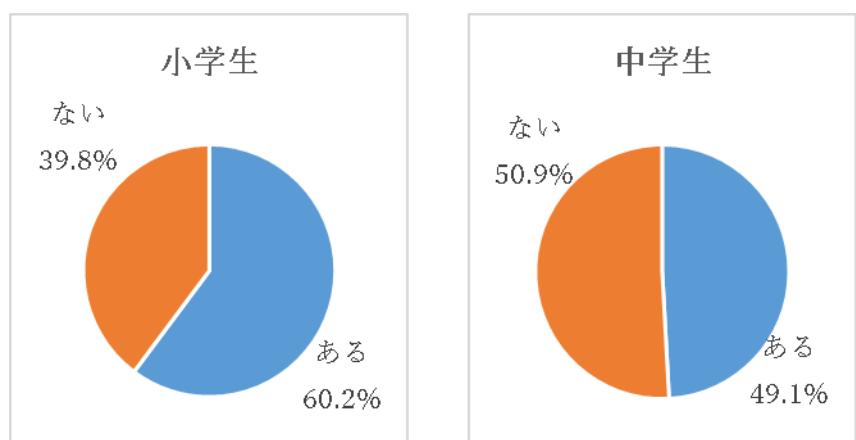
問12 あなたが、小学校に入学する前、家で親や大人の人によく本を読んで聞かせてもらっていたという思い出がありますか。

	(人)	
	小学生	中学生
ある	222	166
ない	67	66
合計	289	232



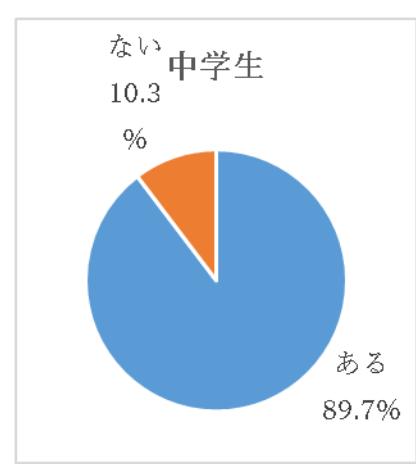
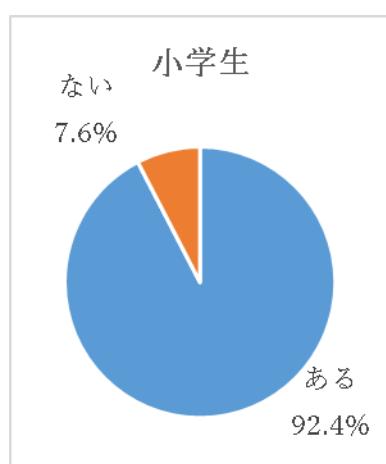
問13 あなたは、家人や学校の先生以外に、本を読んで聞かせてもらったという思い出がありますか。

	(人)	
	小学生	中学生
ある	174	114
ない	115	118
合計	289	232



問 14 家の人に図書館（宮津市立図書館・移動図書館車・他の町の図書館も含む）などへ連れて行つてもらったことがありますか。

	小学生	中学生
ある	267	208
ない	22	24
合計	289	232



○子どもの読書活動の推進に関する法律(抜粋)

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

子どもの読書活動の推進に関する法律をここに公布する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

○学校図書館法(抜粋)

(昭和二十八年八月八日法律第百八十五号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学校部を含む。)及び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)(以下「学校」という。)において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によって、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
 - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 - 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
 - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
 - 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭又は教諭(以下この項において「主幹教諭等」という。)をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(学校司書)

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(次項において「学校司書」という。)を置くよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るために、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置者の任務)

第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

附 則 抄

(司書教諭の設置の特例)

- 2 学校には、平成十五年三月三十一日までの間(政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間)、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

○図書館法(抜粋)

(昭和二十五年四月三十日法律第百十八号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の精神に基き、図書館の設置及び運営に関する必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。